自動車從業員は全部
合同大會へ集れ

社費値下げを要求して不納同盟を敢行した實用、小型、常盤の全從業員は三社合同大會を開いて我々自動車從業員を苦しめる交通取締規則の改正運動を開始せんとしてゐる。

交通巡査が目茶苦茶に我々を壓迫するのも科料、罰金をやたらに取られるのも交通取締規則が不完全だからだ

◆免許狀の取消しに反對だ！

◆科料、罰金、營業停止を勝手に定める現在の制度には反對だ！

◆交通事故には特別の裁判所を作れ！

◆最高スピードを三十哩にせよ！

◆社費車庫料を値下げせよ！

これが我々全自動車從業員の要求だ。全自動車從業員は此の合同大會を應援し古かびのはえたこの規則の改正を計らう！

日時　拾月二拾七日午前拾一時

會場　上野自治會館

合同大會へ集れ

東京自動車從業員同盟

全市民諸君

聲明書

親愛なる諸君よ！

私達は本日を期して、料金の自治管理を敢行しました。

◆**現在に至る迄の經過。** 去る六月、雇用關係より相互組織に、變更されました。此相互組織とは、會社の營業政策の錯誤金融界の逼迫のため、極端な營業不振に陷つた會社が、其切拔策として案出したもので、私達を強制的に其下に隷屬さしたのであります。

◆**私達の相互條件。** 車輛フォード（三年以上五年も使つた老朽車）一臺當り、五〇〇圓平均。シトロエン（一萬哩から三萬哩も走つた車）一臺一、三〇〇圓平均と言ふ（時價にすれば一〇〇圓から七〇〇圓程度のもの）法外な、値段を以て、買付け（名目は賃借）月月社費一二〇圓平均償却金一四〇圓平均（代理運轉手使用の場合）を會社に支拂つて、營業をなす（總ての經費は運轉手持）もので、此條件は、公正證書となつて居るのであります。

現在の狀態

一、收入の部

一ヶ月の總高　三五〇圓（毎日平均十二圓月二三回の修理日數共）

計　三五〇圓也

一、支出の部

社費　一ヶ月　一二〇圓平均

償却金　一ヶ月　一四〇圓平均（代運使用の場合）

税　同　一〇圓平均

保險料　同　一〇圓（但し五〇〇圓迄一〇〇圓前納）

瓦斯代　六〇圓平均（三五〇圓限りのものとし）

修繕料　四〇圓平均（タイヤチューブ其他の消耗品共）

計　三八〇圓也

結局三〇圓の不足を來す狀態であります。

◆**事の發端。** 斯の如き悲慘な、經濟狀態でありますから借金になるのは當然な事でありますにも拘らず會社は借金を理由として、車輛の沒收を初めたのであります。

要求

一、生活費の保證

一、社費七〇圓平均に値下。

一、代理運轉手使用、四割均償却金撤廢。

一、車輛沒收絶對反對。

但シ右時間外ハ從前通リ循環營業スルモ差支ナシ

十月二十三日

實用自動車爭議團本部

以上